

IV 環境保全型農業の持続的な推進に向けた農業者の意向等

1. 環境保全型農業に対する農業者の取組意向等（A）

（1）環境保全型農業直接支払交付金の取組農業者への意識調査

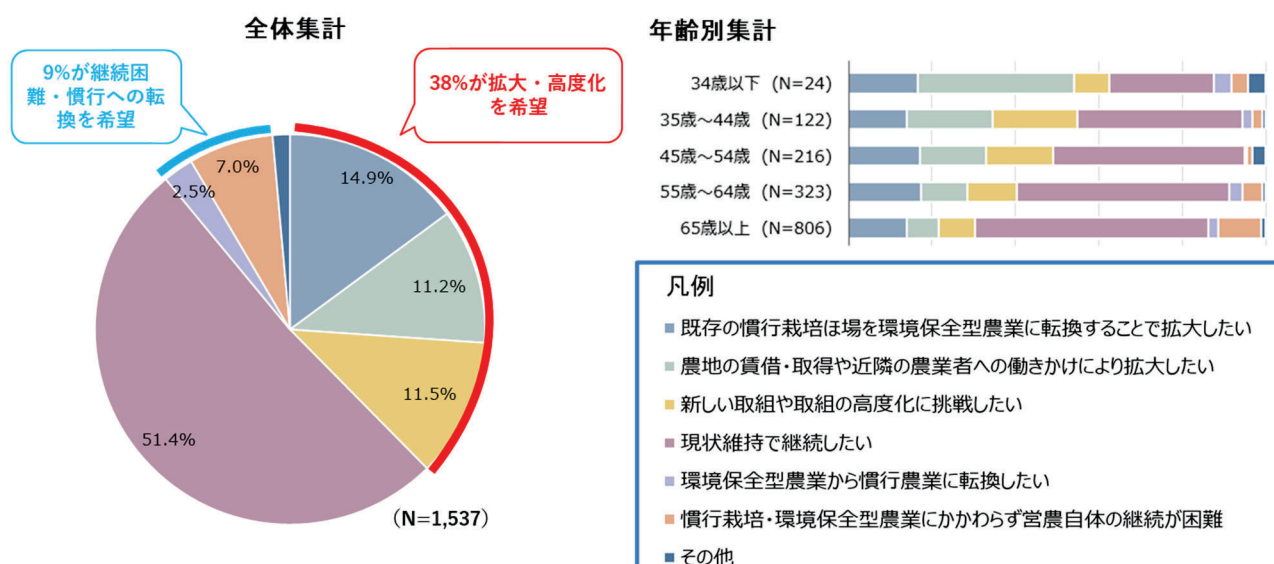
- 3年後の環境保全型農業の取組意向としては、「現状維持で継続したい」が最も多く約51%となっており、ついで拡大・高度化を希望する割合は約38%であった。
- 縮小・辞めたい理由としては「高齢化のため」が最も多く、回答者の69%を占めている。
- 環境保全型農業を維持・拡大するための課題としては、「交付金の要件・事務手続きの見直し」が回答者の49%を占め、高いものとなっている。
- 「交付金を受け取ることで安定継続できている」と回答した農業者は全体の約72%と大半を占めた。

ア 3年後の環境保全型農業の取組意向

3年後の環境保全型農業の取組意向としては、「現状維持で継続したい」が最も多く約51%であった。また、拡大・高度化を希望する割合は約38%であった一方、継続困難・慣行への転換を希望する割合は約9%であった。

今後の取組意向について地域別・年齢別にみると、44歳以下で特に拡大意向が高い傾向が見られた。

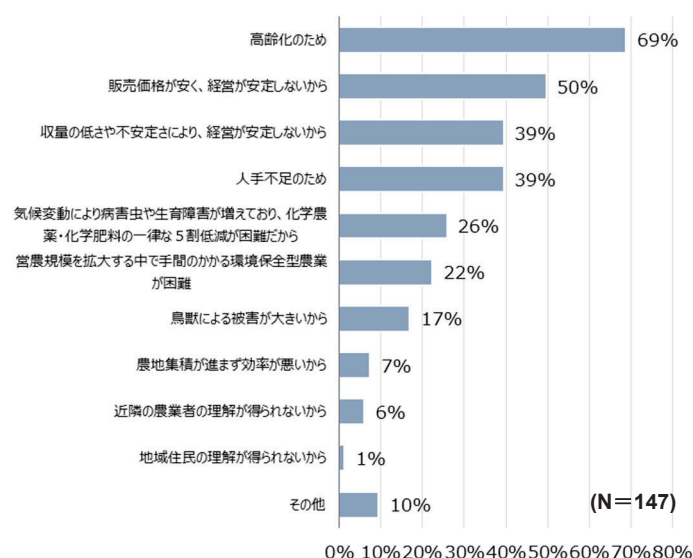
図4-1 3年後の環境保全型農業の取組意向



イ 縮小・辞めたい理由

環境保全型農業を縮小・辞めたい理由としては、「高齢化のため」が最も多く、次いで「販売価格が安く、経営が安定しないから」の順となっている。

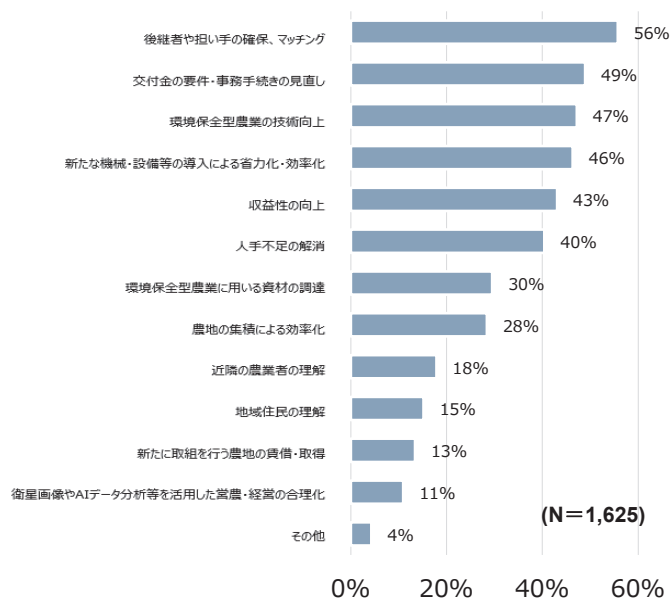
図4-2 縮小・辞めたい理由



ウ 取組の維持・拡大に向けた解決すべき課題

環境保全型農業を維持・拡大するための課題としては、「後継者や担い手確保」が最も多く、次いで「交付金の要件・事務手続きの見直し」となっている。

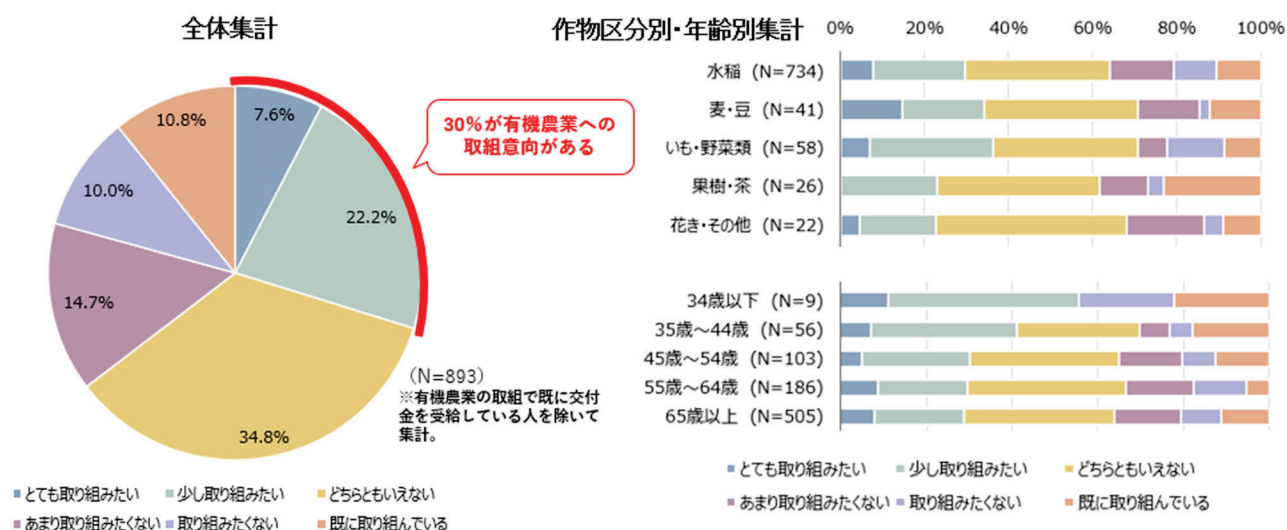
図4-3 取組の維持・拡大に向けた解決すべき課題



エ 有機農業への取組意向（※有機農業取組農業者以外を対象）

有機農業への取組意向は、「とても取り組みたい」、「少し取り組みたい」の合計が約30%であった。作物別にみると、特に「いも・野菜類」と「麦・豆類」で取り組みたい意向が高かった。年齢別にみると、44歳以下で比較的意向が高い傾向が見られた。

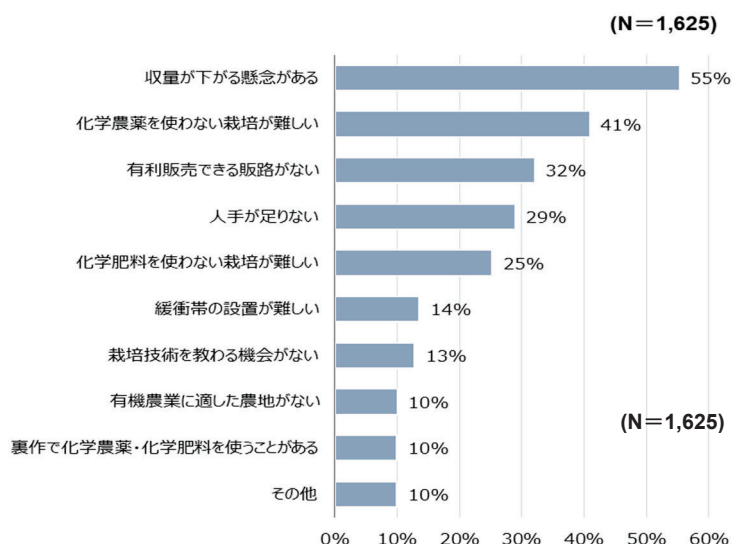
図4-4 有機農業への取組意向



オ 有機農業に取り組む上での課題

有機農業に取り組む上での懸念としては、「収量が下がる懸念がある」の割合が最も多かった。

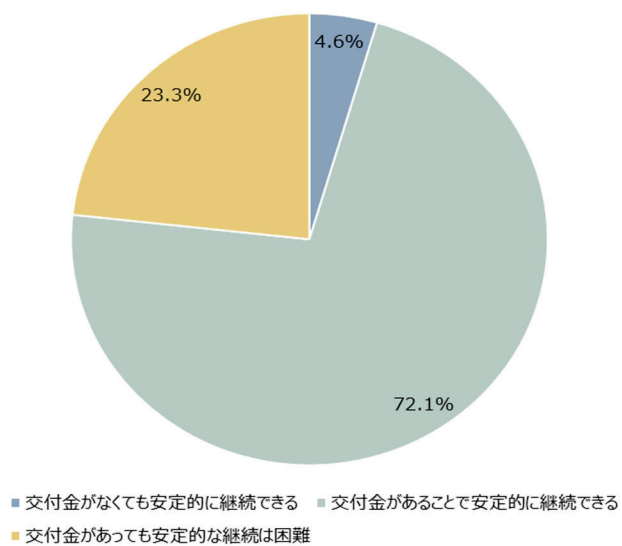
図4-5 有機農業に取り組む上での課題



カ 交付金の効果（全体）

交付金を受け取ることで安定継続できている農家が約72%と大半を占めた。

図4－6 交付金の効果(全体集計)



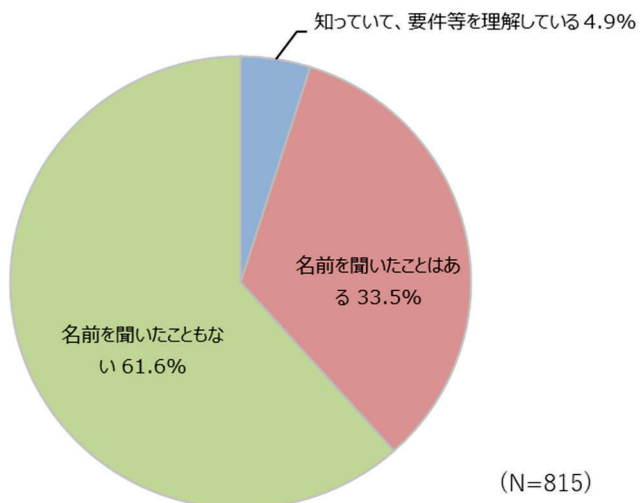
（２）環境保全型農業直接支払交付金に取り組んでいない農業者への意識調査

- 交付金の認知度は、「名前を聞いたこともない」が約62%を占めた。
- 「環境保全型農業に取り組んでいない者」において、環境保全型農業への取組意向がある人は約46%程度であり、取組意向は44歳以下の区分で比較的高かった。

〈全体〉

- 交付金の認知度（全体）
交付金の認知度は、「名前を聞いたこともない」が約62%を占めた。

図4－7 交付金の認知度

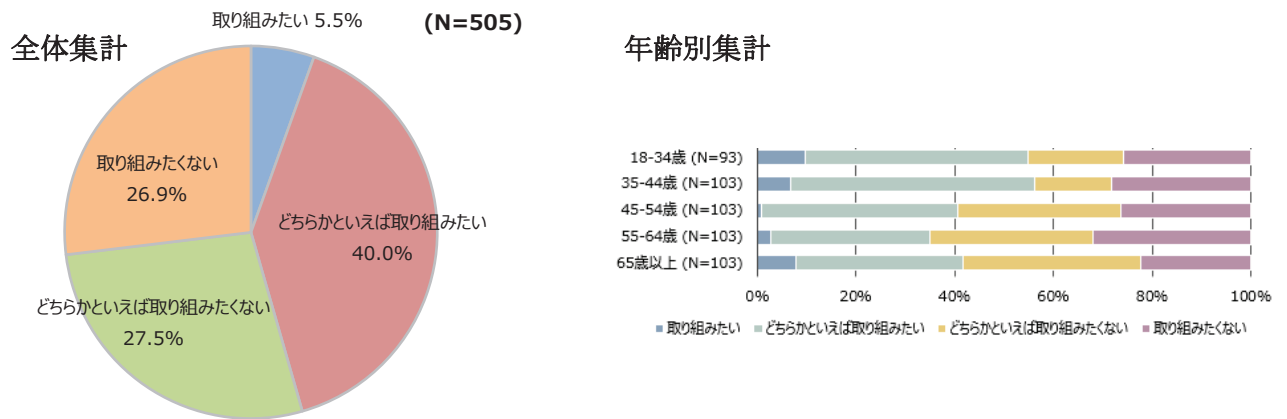


〈環境保全型農業に取り組んでいない者〉

ア 環境保全型農業への取組意向（環境保全型農業に取り組んでいない者）

環境保全型農業に取り組んでいない農業者において、環境保全型農業への取組意向がある人は、約46%程度であった。また、環境保全型農業への取組意向は44歳以下と65歳以上で比較的高かった。

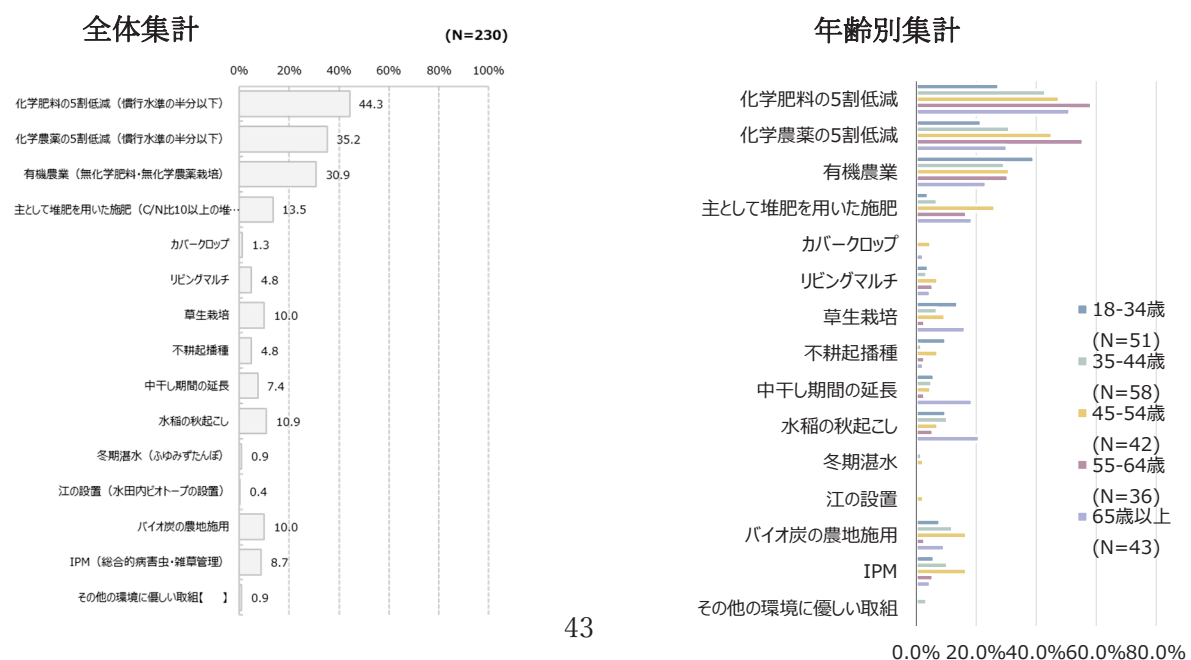
図4－8 環境保全型農業への取組意向



イ 実施したい環境保全型農業の取組

実施したい取組は、34歳以下では有機農業が多い一方、35歳以上では化学肥料・化学農薬の5割低減が多かった。

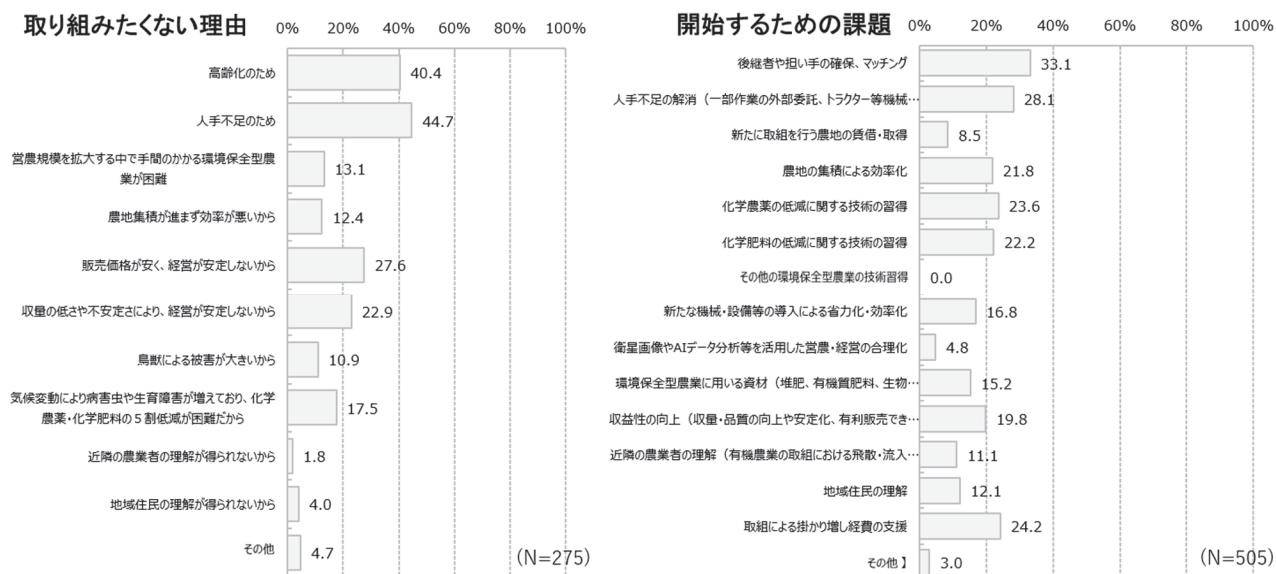
図4－9 実施したい環境保全型農業の取組



ウ 環境保全型農業に取り組もうと思わない理由及び開始するための課題

「取り組みたくない」及び「どちらかといえば取り組みたくない」と回答した人の取り組みたくない理由は、「人手不足」が最も多く、次いで「高齢化のため」となっている。環境保全型農業を開始するための課題としては、「後継者や担い手確保」が最も多く、次いで「人手不足の解消」となっている。

図4-10 実施したい環境保全型農業の取組

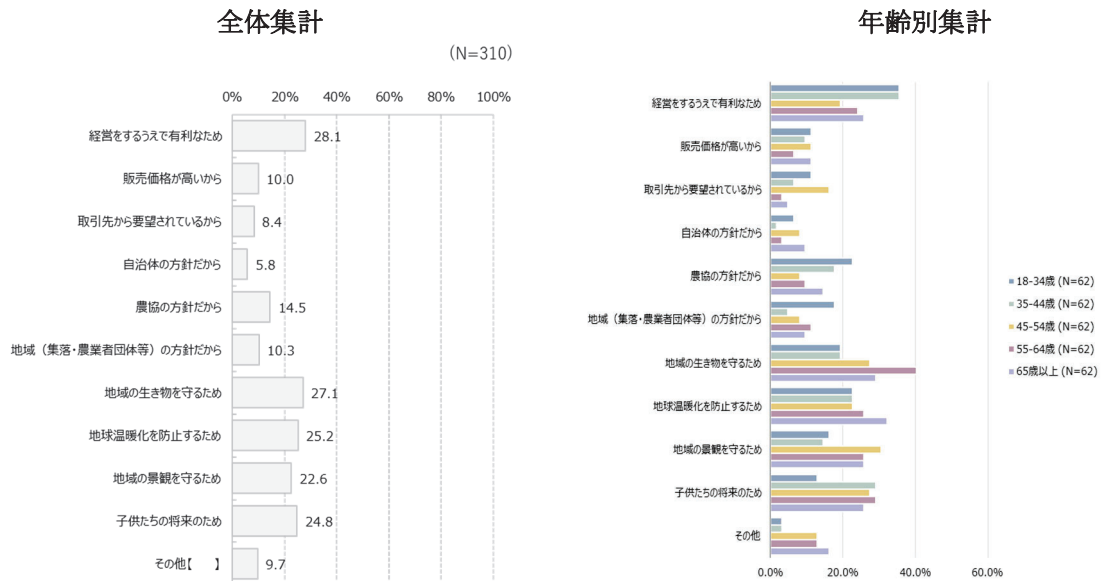


〈環境保全型農業に取り組んでいる者〉

○ 環境保全型農業を行っている理由

環境保全型農業を行っている理由は、全体では「経営をするうえで有利なため」が最も多く、年齢別では45歳以上は生き物を守るため・地球温暖化の防止が多く挙げられた一方、44歳以下では経営上有利であること多く挙げられている。

図4-11 環境保全型農業を行っている理由

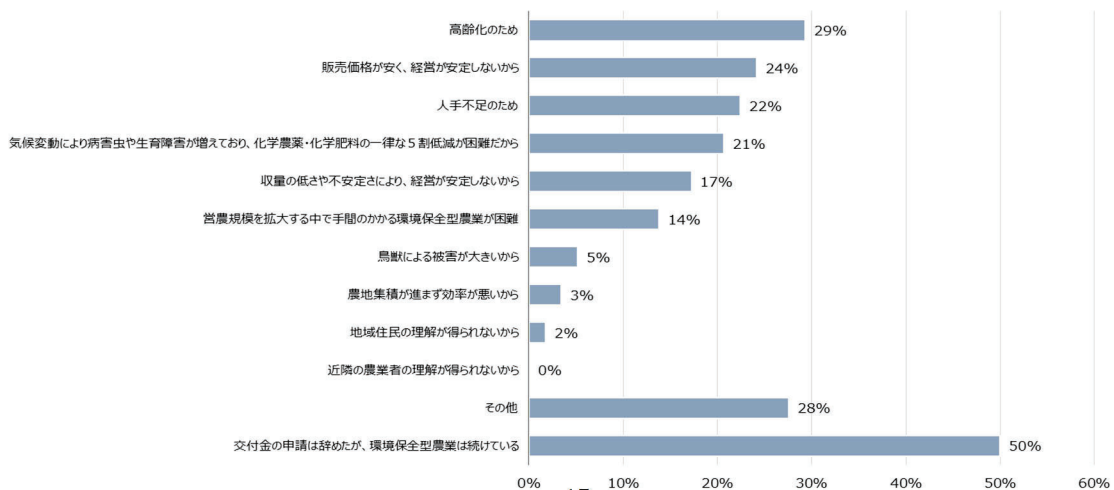


(3) 過去に交付金を受給していた農業者への意識調査

環境保全型農業の取組を断念した理由としては、「高齢化のため」が最も多く、次いで「販売価格が安く、経営が安定しないから」となっている。

また、「交付金の申請は辞めたが、環境保全型農業は続けている」の回答が半数を占めていた。

図4-12 環境保全型農業の取組を断念した理由



2. 「国際水準の有機農業」参加型確認手法の効果（A）

（1）参加型確認手法の概要

本交付金の有機農業の取組については、第2期（令和2年度～）から取組水準を国際水準に引き上げたため、緩衝帯の設置状況などを確認する必要がある事となった。現地確認が原則必須となったが、市町村の事務負担の増加が課題となり、その負担軽減のため参加型確認手法を導入した。

図4-13 参加型確認手法確認の流れ

参加型確認手法 確認の流れ

取組水準が「国際水準の有機農業」に合致していることを**農業者同士で確認**

市町村から指名された有機農業者（現地確認実施者）は、現地確認を受ける有機農業者（支援対象農業者）の農場を訪問し、「農場管理シート及び現地確認チェックリスト」に基づいて確認を行う。



（2）参加型確認手法の効果

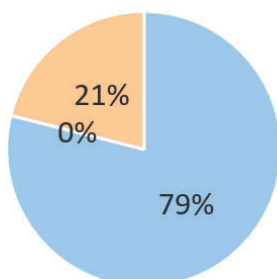
令和2年度に試行的に導入した38市町村と農業者に対して、効果を調査するためのアンケートを実施し以下の結果を得た。

＜市町村向け調査の結果＞

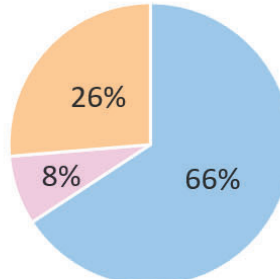
8割の市町村が導入の効果があったと回答。6割強の市町村が、導入により事務負担軽減に効果があると回答しており、今後も継続して導入したいと回答している。

図4-14 参加型確認手法について(市町村)

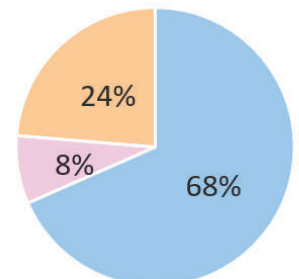
1. 参加型確認手法導入の効果



2. 事務負担軽減の効果



3. R3年度以降の継続導入の意向

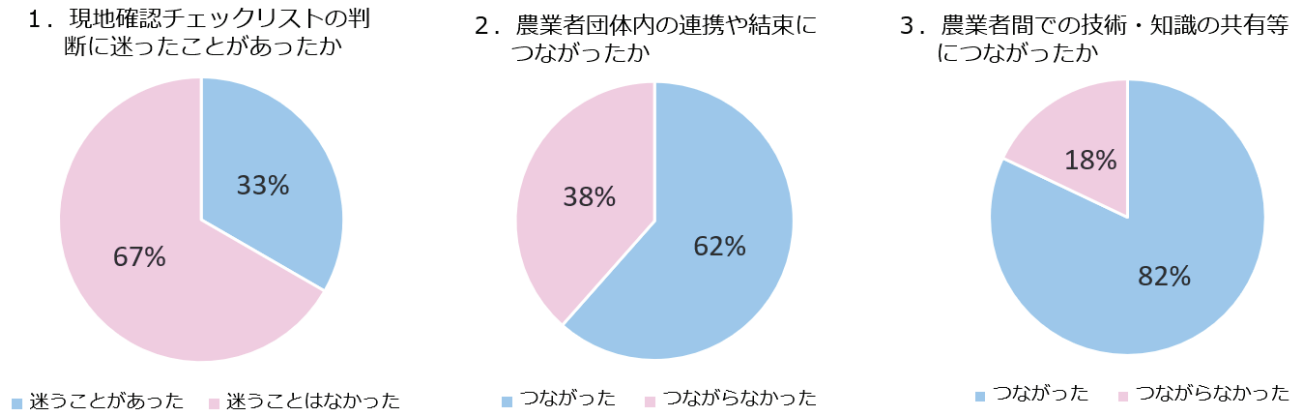


■ 効果があった ■ 効果はなかった ■ どちらでもない ■ 効果があった ■ 効果はなかった ■ どちらでもない ■ 導入したい ■ 導入したくない ■ どちらでもない

＜農業者向け調査の結果＞

8割の農業者が技術・知識の共有につながると回答があった。

図4－15 参加型確認手法について(農業者)



3. 電子申請システムの導入

農林水産省では、申請者等の利便性向上を目指し、所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる電子申請システム「農林水産省共通申請サービス」（通称「eMAFF（イーマフ）」）を構築した。

本交付金についても、申請者等の利便性の向上や負担軽減などを図るため、令和4年度より「農林水産省共通申請サービス」による電子申請の受付を開始した。

開始にあたっては、システムのテスト環境にて8道県、9市町村、9農業者団体の計26組織の協力のもと試行運用を実施し（令和3年12月～令和4年1月）、試行運用での改善意見を基に申請画面等を改修した上で本格運用を開始した。

V 第2期中間年評価（まとめ）

1. 総合評価

（1）施策の点検

本交付金の実施状況としては、令和3年度で実施市町村数は846市町村、実施件数は3,144件、実施面積は81,743haとなり、令和2年度から実施件数は11件減少したものの、実施市町村で5市町村、実施面積は954haそれぞれ増加している。

また、令和4年度に実施した農業者意識調査において、本交付金取組農業者では「交付金を受け取ることで安定的に継続できている」との回答が約72%を占める結果となり、環境保全型農業を支える施策として効果があったと評価できる。

一方、実施面積は増加しているものの、高齢化や人手不足から取組をやめる農業者も一定程度おり、取組農業者数は減少している状況であり、農業者意識調査においても、3年後の取組意向として「継続困難や慣行栽培への転換を希望」と回答した農業者の約69%が理由として「高齢化のため」を挙げている。

また、農業者意識調査では、本交付金取組農業者において「取組の維持・拡大に向けた解決する課題」として、回答者数の約半数（49%）が「交付金の要件、事務手続きの見直し」との回答もあり、今後の事業の持続的な運用に向けての問題点が明らかとなった。

（2）効果の評価

ア 地球温暖化防止効果

令和4年度に実施した「地球温暖化防止調査」により、本交付金の取組による温室効果ガス削減量（CO₂換算）は、令和3年度の取組実施面積から「堆肥の施用」が49,087tCO₂/年と最も多く、次いで「カバークロップ」が36,095tCO₂/年となり、全体としては15万tCO₂/年を超える温室効果ガスが削減されたことが明らかとなり、地球温暖化防止に効果があったと評価できる。

イ 生物多様性保全効果

令和3年度に実施した「生物多様性保全効果測定調査」により、取組による生物多様性保全効果が確認されるとともに、さらなる効果として、環境保全型農業を面的にまとまりをもって取り組んでいるほ場では、指標生物スコアがおおむね1ポイント程度高く、当該地域周囲の慣行ほ場の生物多様性も向上していることが明らかとなり、生物多様性保全に効果があったと評価できる。

（3）まとめ

本交付金については、「施策の点検」により、農業現場での安定した環境保全型農業の活動を支えるために必要な事業として評価できる。

一方、第2期において、市町村職員の事務負担の軽減に向けた手続きの見直しに取り組んではいるものの、基幹的農業従事者が高齢化する中、労働力不足の深刻化し、環境保全型農業の取組継続が困難となるほか、事務手続きが煩雑であるといった問題が明らかとなった。

また、「効果の評価」では、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果があることが明らかとなり、このような効果が農業現場で発揮されることにより、国内外の環境負荷軽減に向けた取組に貢献する事業としても評価できる。

特に、生物多様性保全に関しては、環境保全型農業を面的なまとまりをもって取り組むことにより、より高い効果が発揮され、また、周囲の慣行ほ場の生物多様性も向上させていることが明らかとなり、複数の農業者を構成員とした任意組織による取組を基本とし、面的なまとまりを持って取り組む本事業については、地域全体の生物多様性保全に寄与する事業としても評価できる。

2. 最終評価・第3期対策に向けて検討すべき課題

最終評価・第3期対策に向けては、1の「施策の点検」で明らかになった問題点に加えて、これまでの第3者委員会での議論等を踏まえて、以下の4点について検討を進める。

(1) 交付金の効果的な運用に向けた見直し

基幹的農業従事者が高齢化しており、農業現場においても労働力不足が深刻化し、環境保全型農業の維持・拡大が困難になる可能性があることから、今後とも環境保全型農業に新たに取り組む農業者の確保などについて、他の事業との連携も含め、検討を行う必要がある。

一方、みどりの食料システム戦略においては、2050年度までに耕地面積に占める有機農業の割合を25%（100万ha）に拡大するなどの目標を掲げ、環境保全型農業の拡大を進める中、効果的な運用を行う観点から、取組やその定着による収量や収益性への影響を分析し、収益性の向上した農業者等の取扱いなど、事業の見直しについて検討を行うことも必要である。

(2) 申請者の負担軽減に向けた対応

農業者意識調査では本交付金取組農業者は、「取組の維持・拡大に向けた解決する課題」として、回答者数の約半数（49%）が「交付金の要件、事務手続きの見直し」と回答していることを踏まえ、さらなる申請者の事務負担の軽減に向けた見直しを検討する必要がある。

（３）トレードオフ解消に向けた対応

これまでの第三者委員会において、水田の長期中干しについてはメタンガス発生を低減し温暖化防止効果は認められるものの、相反してトンボの羽化に影響をもたらす生物多様性保全効果を低減させるのではないかなど、一部の取組については「地球温暖化防止」と「生物多様性保全」の間にトレードオフが存在する可能性が指摘されており、今後、全ての取組内容について、解消技術等の要件化、取組内容の変更、取組の廃止などについて検討する必要がある。

（４）全国共通取組の見直しと地域特認取組から全国共通取組への移行

第２期の実施状況から、地域特認取組のうち、例えば「炭の投入」の取組のように、高い環境保全効果を有し、要件設定について全国共通的に取り組むことができ、全国的に拡大が見込める取組については、本交付金の一層の推進を図る観点から「全国共通取組」への移行を検討する必要がある。

この検討とあわせて、地域特認取組のうち実績のない取組については、廃止を含めて検討する必要がある。